

最高検検第1328号

平成10年9月4日

最高検察庁職員 殿

次長検事 堀 口 勝 正

最高検察庁における㊦無期事件被告人及び受刑者の選定等に関する事務
処理要領の制定について（依命通達）

平成10年6月18日付け最高検検第887号当職依命通達「特に犯情悪質等の
無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の
意見をより適正にする方策について」（以下、「通達」という。）の制定に伴い、通
達の事務処理要領を下記のとおり定め、本日から実施することとしたから、遺憾の
ないようにされたい。

記

最高検察庁における㊦無期事件被告人及び受刑者の選定等に関する事務処理
要領

1 目的

この要領は、当庁における㊦無期事件（通達1の■■■■■の事件をいう。）被
告人及び受刑者（以下、「㊦無期事件被告人等」という。）の選定等に関する事
務の分配及び取扱いを定め、同事務の適正円滑な運用を図ることを目的とする。

2 事務処理を所管する部及び課

本要領に定める事務の所管は、次のとおりとする。

- (1) ㊦無期事件被告人選定に関する事務及び刑の執行指揮書の処遇上の参考事項欄の別紙である「処遇上の参考事項調査票」（以下、「調査票」という。）作成に関する事務

当該事件の捜査及び処分の決定等に関する事項を所管する刑事部又は公安部（以下、「事件部」という。）及び刑事部刑事事務課又は公安部公安事務課（以下、「事件部所管課」という。）が所管する。

- (2) その他の事務

総務部及び総務部検務課（以下、「検務課」という。）が所管する。

3 ㊦無期事件被告人の選定に関する事務処理

- (1) 下級審において無期懲役刑の判決が言い渡されたときの事務

ア 判決書写し、求刑検討資料、論告等が送付されたときは、検務課がこれを受理し、事件部所管課に回付する。

イ 事件部所管課は、上記判決書写し等を、当該事件につき既に刑事関係報告規程に基づく報告等を受けているときは、報告書等関係書類とともに、同部担当検察官に供閲し、その後は、㊦無期事件被告人選定に関する正式協議に備え保管する。

ウ 事件部担当検察官は、㊦無期事件被告人選定に関する正式協議に備えるとともに、事前協議等がなされた場合には、これに対応する。

- (2) ㊦無期事件被告人を選定する手続に関する事務

ア 選定協議を受けたときの事務

地方検察庁（以下、「地検」という。）又は高等検察庁（以下、「高検」という。）から選定に関する協議を受けたときの手続は、次のとおりとする。

(ア) 協議書（通達様式1）は検務課が受理し、事件部所管課に回付する。

(イ) 事件部所管課は、協議書を、報告書等関係書類とともに、同部担当検察官に供閲する。

(ウ) 担当検察官は、全国統一的な運用になるよう留意した上で、㊦無期事件被告人選定の可否を検討し、㊦無期事件被告人等の選定に関する検討結果書（以下、「結果書」という。）（甲）（要領様式1号）を作成する。

(エ) 事件部所管課は、上記結果書（甲）を、協議書とともに、検務課に回付

する。

(㌺) 検務課は、上記結果書（甲）に基づいて回答書（通達様式2）を作成した上、協議庁（地検のときは、高検経由）に送付して回答する。

なお、回答に際しては、第一審の裁判をした裁判所に対応する地検（以下、「第一審対応地検」という。）に対し、「当該事件の不提出記録に編てつされたい。」旨を付記した回答書写しを、併せて送付する。

(㌻) 検務課は、㊦無期事件被告人に選定された者について、㊦無期事件処理票（通達様式5）を作成するとともに、㊦無期事件整理簿（通達様式4）に登載する。

イ 当庁が自ら選定を行うときの事務

無期懲役刑の判決を不服として検察官上告した事件に対し、最高裁判所（以下、「最高裁」という。）が上告を棄却したとき及び死刑の判決を不服として被告人側が上告した事件に対し、最高裁が破棄自判し無期懲役刑を言い渡したときは、当庁において、当該被告人が㊦無期事件被告人に該当するか否かを選定するが、その手続は、次のとおりとする。

(㌼) 検務課は、最高裁が上記判決（決定）を行ったときは、速やかに、事件部所管課に通知する。

(㌽) 事件部所管課は、上記判決書（決定書）の写しを、同課保管に係る報告書等関係書類とともに、同部担当検察官に提出し、同検察官の指揮を受けて必要な調査を行うなど、㊦無期事件被告人選定のための事務を補佐する。

(㌾) 担当検察官は、全国統一的な運用になるよう留意した上で、㊦無期事件被告人選定の要否を検討し、結果書（乙）（要領様式2号）を作成する。

(㌿) 事件部所管課は、上記結果書（乙）を、検務課に回付する。

(㍀) 検務課は、上記結果書（乙）に基づいて決定書（通達様式3）を作成した上、第一審対応地検に対して高検経由で送付し、当該被告人が㊦無期事件被告人に選定された旨を通知するとともに、「当該事件の不提出記録に編てつされたい。」旨を付記した決定書写しを、併せて送付する。

なお、当該被告人が㊦無期事件被告人に選定されなかったときは、その旨を、高検経由で、第一審対応地検に通知する。

(カ) 検務課は、㊟無期事件被告人に選定された者について、㊟無期事件処理票を作成するとともに、㊟無期事件整理簿に登載する。

4 当該被告人が㊟無期事件被告人として選定された後の事務

(1) 事件部及び同部所管課の行う事務

ア 調査票の作成等

事件部検察官が、上記3.(2).イにより、自ら㊟無期事件被告人を選定したときは、判決の確定を待つことなく、速やかに、通達3.(1)に基づき調査票を作成し、検務課へ回付する。

イ 報告書等関係書類の検務課への移管

事件部所管課は、同部検察官が、上記3.(2).アにより、地検又は高検が行った当該被告人を㊟無期事件被告人に選定したい旨の協議を了承したとき及び上記3.(2).イにより自ら㊟無期事件被告人を選定したときは、裁判確定後、同課が保管する当該被告人に係る判決書写し、求刑検討資料、論告及び報告書等関係書類を検務課に移管する。

(2) 検務課の行う事務

ア 調査票の保管等

検務課は、事件部所管課から、上記4.(1).アにより作成された調査票の回付を受けたとき及び高検から被告人側の上告に伴い㊟無期事件被告人に係る調査票の送付を受けたときは、裁判確定後における刑の執行指揮及び同嘱託に備え、これを保管する。

なお、高検から上記調査票の送付を受けたときは、総務部検察官及び当該被告人の㊟無期事件被告人選定に関する協議に関与した事件部検察官に供関する。

イ 刑執行指揮及び嘱託等

検務課は、上告審において、破棄自判の裁判により無期懲役刑が言い渡された㊟無期事件被告人に係る裁判が確定したときは、速やかに、執行指揮書に調査票を添付して執行指揮を行う。また、破棄自判以外の裁判により無期懲役刑が言い渡された㊟無期事件被告人に係る裁判が確定したときは、裁判執行指揮嘱託書に調査票を添付して執行指揮を嘱託する。

なお、当庁が執行指揮を行ったときは、「当該事件の不提出記録に編てつされたい。」旨を付記した執行指揮書及び調査票の各写しを、第一審対応地検に送付する。

ウ ㊦無期事件被告人に選定された者の裁判が下級審で確定し、執行指揮が行われたとき

当庁に対し調査票写しが送付されるので、総務部検察官及び当該被告人の㊦無期事件被告人選定に関する協議に関与した事件部検察官に供関する。

エ 報告書等関係書類の保管

事件部所管課から移管を受けた判決書写し、求刑検討資料、論告及び報告書等関係書類並びに高検等から送付を受けた調査票写し等は、将来、刑務所長・地方更生保護委員会から、㊦無期事件受刑者の仮出獄審査のため第一審対応地検に対して意見の照会（以下、「求意見」という。）があったとき、同地検が当庁に対して行う報告（後記5参照）に備え保管する。

オ ㊦無期事件の管理

検務課は、㊦無期事件整理簿及び㊦無期事件処理票により、㊦無期事件を管理する。

5 ㊦無期事件受刑者に関し、第一審対応地検が求意見を受けたときの事務

通達様式6により、第一審対応地検から報告を受けたときは、検務課がこれを受理し、上記4.(2).エにより同課が保管する報告書等関係書類を添付して、総務部検察官に供関する。供関後は、検務課において、同書類に編てつして保管する。

6 通達施行前に執行指揮されている無期懲役刑受刑者に関し、第一審対応地検が求意見を受けたときの事務

(1) 通達様式7により、第一審対応地検から協議を受けたときは、検務課がこれを受理し、総務部検察官に供関する。

(2) 総務部検察官は、㊦無期事件受刑者選定の要否及び意見内容につき検討し、結果書（丙）（要領様式3号）を作成する。

なお、㊦無期事件受刑者の選定に関しては、全国統一的な運用になるよう留意する。

(3) 検務課は、上記結果書(丙)に基づいて回答書(通達様式2)を作成した上、協議庁に対し、高検経由で送付して回答する。

なお、回答に際しては、「当該事件の不提出記録に編てつされたい。」旨を付記した回答書写しを、併せて送付する。

(4) 検務課は、当該受刑者が㊦無期事件受刑者に選定されたときは、㊦無期事件処理票を作成して㊦無期事件整理簿に登載するとともに、関係書類を保管する。

7 求意見を受けた㊦無期事件受刑者の仮出獄の有無に関する照会

検務課は、前記5により求意見を受けた旨の報告のあった㊦無期事件受刑者及び前記6.(2)により㊦無期事件受刑者として選定された者の仮出獄の有無につき、第一審対応地検等に適宜照会し、その結果を、㊦無期事件処理票に記載する。

8 ㊦無期事件関係事務の完結

㊦無期事件関係事務は、当該被告人若しくは受刑者が、仮出獄又は死亡するなど、㊦無期事件被告人等に該当しなくなったときに完結する。

様式1号

㊟無期事件被告人等の選定に関する検討結果書（甲）

年 月 日

最高検察庁 部長 殿

最高検察庁 部検事

㊟

（罪名）

（氏名） （ 年 月 日生）

年 月 日付け、 検察庁検察官から協議を受けた標記の者の㊟無期事件被告人の選定については、

- 1 原庁意見のとおり選定すべきものとする。
- 2 次の理由から選定すべきでないとする。

（理由）

（注）本書は、要領3. (2). アにより、地検等から㊟無期事件被告人の選定協議を受けたときに使用する。

様式2号

㊦無期事件被告人等の選定に関する検討結果書（乙）

年 月 日

最高検察庁 部長 殿

最高検察庁 部検事 ㊦

（罪名）

（氏名） (年 月 日生)

年 月 日，最高裁判所において判決（決定）のあった標記の者については，下記の事由から，

- 1 平成10年6月18日付け最高検検第887号次長検事依命通達1の [] に該当すると考える。
- 2 同通達1の [] に該当しないと考える。

記

（事由）

様式3号

㊟無期事件被告人等の選定に関する検討結果書（丙）

年 月 日

最高検察庁総務部長 殿

最高検察庁総務部検事 ㊟

（罪名）

（氏名） （ 年 月 日生）

年 月 日付け、 検察庁検察官から協議を受けた標記の者の

- 1 ㊟無期事件受刑者の選定については、
- (1) 原庁意見のとおり選定すべきものとする。
 - (2) 次の理由から選定すべきでないとする。

（理由）

- 2 求意見に対する意見書については、
- (1) 原庁案のとおりで差し支えないとする。
 - (2) 次のとおりとする。

（注）本書は、要領6により、地検から㊟無期事件受刑者の選定協議を受けたときに使用する。